



# 製材のJAS認証取得のすすめ

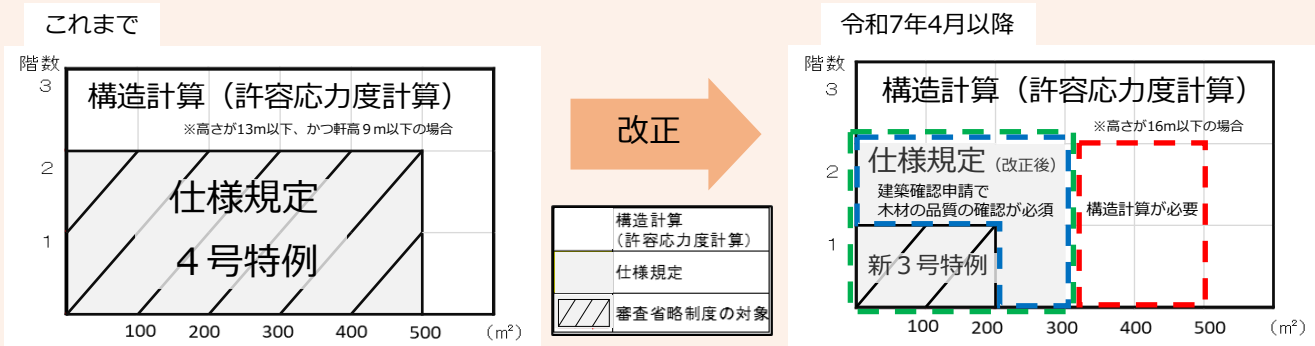
## 木材を取り巻く環境の変化に対応して、 JAS認証を取得しませんか？

### 1. 建築物で木材の品質の確認を受ける範囲が拡大します！

令和7年4月1日から改正建築基準法が施行され、構造計算（※）が必要となる建築物の範囲が拡大（延べ面積300㎡超へ）され、建築確認申請における構造関係の審査が必須となる建築物の範囲が拡大（延べ面積200㎡以下の平屋以外全て）されます。

※荷重・外力により部材に生じる力等を計算すること。

#### <改正建築基準法の概要>



- ① 構造計算が必要な範囲が拡大します（□部）。  
JAS材は無等級材に比べて高い強度で計算できます。
- ② 建築確認申請で、木材の品質の確認が必須となる範囲が拡大します（2階建ては全て）。  
JAS材は品質・性能を明確に示すことが可能です（□部）。
- ③ 仕様規定が改正され、JAS材であれば、  
柱の小径を小さくすることが可能となります（□部）。

(単位：N/mm <sup>2</sup> )		圧縮 (Fc)	引張り (Ft)	曲げ (Fb)
J A S	機械等級区分 (E70)	23.4	17.4	29.4
	目視等級区分 (甲種 1級)	21.6	16.2	27.0
無等級材		17.7	13.5	22.2

スギ製材の基準強度(建設省告示第1452号(平成12年5月31日))

### 2. 国が整備する木造建築物ではJAS材の使用が原則です！

国が整備する施設のうち、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が発注する木造官庁施設では、「木造計画・設計基準」により、構造耐力上主要な部分に用いる製材は、「原則として、JASに適合するもの」とすることが定められています。

また、「木造計画・設計基準」は、各省庁や地方公共団体へ広く情報提供されています。

### 3. JAS製材の規格が見直され、生産しやすくなります！（令和7年度予定）

- SD20の製材について、木口のマイナスの寸法許容差(0.1mm)が認められ、表示寸法どおりの材を生産しやすくなります。
- 含水率検査について、マイクロ波含水率計の使用による非破壊の試験方法が追加されます。
- 機械等級区分の曲げヤング係数において、これまでの下限値と上限値での管理から、下限値と平均値での管理となるため、強度の高いものが含まれていても格付が可能となります。

# 構造用製材の認証区分ごとの特徴

JAS構造用製材（※）には、「機械等級区分」と「目視等級区分」があります。工場の経営方針や取引先のニーズに応じたJAS認証区分で、認証取得をご検討ください。

※枠組壁工法構造用製材のJAS認証の取得も選択肢となります。

	機械等級区分構造用製材	目視等級区分構造用製材（乾燥）
規格の適用範囲	構造用製材のうち、人工乾燥処理を施した材のヤング係数を機械によって測定し、等級区分するもの	構造用製材のうち、節、丸身等材の欠点を目視によって測定し、等級区分するもの
適している工場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備投資により効率的にJAS製材を製造したい</li> <li>・強度の明確な材を製造したい</li> </ul>	設備投資を抑えて、JAS製材を製造したい
取扱業者の認証に係る審査	登録認証機関が、「製材についての取扱業者の認証の技術的基準」（平成13年8月28日農林水産省告示第1137号）に適合することについて書類審査、製品検査等を実施	
JAS材製造に必要な主な機械器具（粗挽き以降）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材乾燥機</li> <li>・モルダー</li> <li>・グレーディングマシン</li> <li>・含水率測定器 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材乾燥機（天然乾燥の場合不要）</li> <li>・モルダー</li> <li>・含水率測定器 等</li> </ul>
必要な人員 （格付検査を外部委託する場合）	①品質管理責任者及び担当者 2名以上※ ②材面の品質検査担当者 2名以上（①と兼務可）※ ③格付担当者 1名（①の責任者とは兼務不可）※ ※ 登録認証機関が講習会を実施	
新規認証手数料 （格付検査を外部委託する場合）	257,000円 （その他新規認証時の検査・試験料・旅費 等実費が必要）	189,000円 （その他新規認証時の検査・試験料・旅費 等実費が必要）
認証取得に要する期間	通常、6ヵ月程度 （必要な資格取得等の上、申請品目の製造管理データ1ヵ月分以上を用意し、審査を受ける必要）	
年間認証維持費 （監査手数料）	110,000円程度 （その他試験料・旅費等実費が必要）	
格付検査料	1回当たり、3～5万円程度 （登録認証機関に要確認）	

注：表中の手数料等は、令和6年10月現在の一般社団法人北海道林産物検査会のJAS認証手数料等規定による。

## 問合せ先

・一般社団法人北海道林産物検査会

TEL：011-251-7830